



この度は、令和6年度「担い手確保・経営強化支援事業」要望調査の実施と7月25日からの大雨による災害に係る農機具被害特別支援事業についてのご案内です。募集期間が短いので臨時号ということで配信いたします。

(担当T.S)

(目次)

1. 令和6年度「担い手確保・経営強化支援事業」要望調査の実施について
2. 7月の大雨災害に係る農機具被害特別支援事業

【1. 令和6年度「担い手確保・経営強化支援事業」要望調査の実施について】

将来の労働力不足に対応する取組や、環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組により、経営構造の転換・経営の発展を図ろうとする農業者が、融資を活用するなどして農業用機械等を導入する際、助成金を交付することで主体的な経営転換・発展を支援します。

○助成対象者

地域計画のうち目標地図に位置付けられた（位置付けられる見込みの）経営体等の農業用機械、施設等の導入を支援し、経営規模の拡大等経営発展を図る。

○助成金の額

助成率：事業費×1/2

上限額：個人 1,500万円 法人 3,000万円

○要望調査の内容

農政課担い手支援係（TEL：0234-26-5766）までお問い合わせください。

○要望調査の期間

令和6年12月25日（水曜）まで

※ 本事業は、令和6年度補正予算政府案に基づいたものです。

成立した予算の内容に応じて、事業内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

【2. 7月の大雨災害に係る農機具被害特別支援事業】

詳細については別添案内チラシをご確認ください。



さかた農林水産業お役立ち情報

発行日：毎月1回

発行元：酒田市農林水産部農政課

☆ 酒田市の農業に関するホームページ

<https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/index.html>

◇ メール内のリンク先へのアクセスに起因する通信料の増大や被害等については、発信者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

◇ メールマガジンへの配信登録、アドレス変更、配信停止はこちらのメールに返信してください。



【新規事業】7月の大雨災害に係る農機具被害特別支援事業について

7月の大雨により被害に見舞われた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

山形県及び酒田市では、7月25日からの大雨により被災した農業者の方を対象に、農業用機械の復旧・修繕に対する新たな補助金の申請を受付します。

申請期限：1月17日(金)まで【期日厳守】

申請先：市役所農政課、各総合支所産業係

必要書類：見積書・領収書・被害機械への共済金の支払い状況がわかる資料 等

※詳細は市HPの該当ページをご参照ください。

※手続きは窓口の混雑を避けるため、予約制で行います。下記問い合わせ先の電話番号までご連絡ください。

○事業概要

支援対象	補助率 概要	備考
被害を受けた農業用機械の再取得・修繕 (既に購入済・修繕済の場合も補助対象となります)	対象経費の 2/3 または 補助上限額 200万円 のいずれか低い方(共済金等が支払われる場合、対象経費から共済金等を差し引いた額の範囲内で補助)	補助を受けた農業用機械は 浸水被害を補償対象とする農機具共済等へ加入することを要件 とします。

【参考】農林水産物等災害対策補助金(すでに実施中の既存事業)

支援対象	補助率 概要	備考
被害を受けた農業用機械の再取得・修繕 (既に購入済・修繕済の場合も補助対象となります)	対象経費の 1/2 か事業メニューごとに設定されている 上限額 のいずれか低い方	

留意事項

- ・同じ機械で上記参考の農林水産物等災害対策補助金と**重複して補助を受けることはできません。**
- ・既に農林水産物等災害対策補助金を申請済の場合でも、**本事業に変更することが可能です。**
- ・申請時点で浸水被害が補償対象の農機具共済に未加入の場合は、**後日補助を受けた機械が共済に加入したことを証する資料の提出が必要となります。**
- ・分割支払を実施している方でも**分割支払契約書類等を提出すれば、今年度中に支払いが完了しなくても本事業の対象とすることができます。**
- ・**農業関係にのみ使用していると説明ができる場合に限り、軽トラック、除雪機、フォークリフト等の汎用性のある機械**に関しても本事業に申請することができます。

問い合わせ先 酒田市農政課生産振興係 26-5752 平田総合支所産業係 52-3915
八幡総合支所産業係 64-3115 松山総合支所産業係 62-2611